

令和3年度第1回常設審議委員会議事録

1 日 時 令和3年4月22日(木) 10時開会 11時32分閉会

2 場 所 倉吉市「倉吉シティホテル」

3 出席者

(1) 常設審議委員 17名／21名（出席者は別紙名簿のとおり）

(2) 鳥取県経営支援課

鳥取市農業委員会

農業会議

倉益、漆原、山根、岡田、中嶋

発言者等	議 事 要 旨
1 開 会 事務局 (山根)	(午前10時) 定刻になりましたので、ただ今より令和3年度第1回常設審議委員会を開会いたします。 まず、本会会議規則第7条に基づき、出席委員数の報告をいたします。 本日の常設審議委員の出席は、別紙名簿のとおり21名中、17名の出席で、常設審議委員会運営規程第4条第4項に基づく定足数の過半数に達しており、本委員会が成立することをご報告いたします。 次に今月から新たに委員となられた4名の農業委員会会長をご紹介いたします。(岩美町、琴浦町、伯耆町、日野町の会長を紹介) 令和3年度の常設審議委員としてよろしくお願いします。 あわせてご報告です。ただ今、司会をさせていただいております私、総務企画課長の山根でございますが、今年度から、この常設審議委員会の運営に当たり、事務局がそれぞれ役割分担をして会議運営に当たりたいと思いますので、どうぞよろしくお願いいたします。 それでは、小林会長に挨拶をお願いします。
2 開会挨拶 小林会長	皆さん、おはようございます。本日、令和3年度第1回常設審議委員会を開催いたしました所、関係各位には御多忙の中、出席いただきありがとうございます。 さて、連日のように、コロナ、コロナということでございますが、鳥取県におきましても、クラスターの発生もあり収束しない状況にあります。昨日までで351名が感染されているということで、1日も早い収束を願うものでございます。 昨日の新聞で、兵庫県農業会議と農地中間管理機構、兵庫みどり公社と合併し、新組織、兵庫農林機構が誕生したと発表がありました。それによって、農業委員会ネットワークを駆使して、農地中間管理事業の取り組みを強化していくんだということであります。担い手への集積率は80%の目標に対して、2019年度で57.1%となって、規制改革の検討にもかなり影響しているのではないかと考えております。

	本日の会議におきましては、報告事項 1 件、審議案件が 1 件、情報提供が 2 件、その中で規制改革等における農林水産省の対応について、そして農業委員会制度改正 5 年後見直しについて報告させていただきます。本日も十分な審議をお願いし開会の挨拶とさせていただきます。
事務局 (山根) 県	ありがとうございました。 それでは、ここで、今回、4 月 1 日付けで県経営支援課長が交代され、本日、出席いただいておりますので、ご挨拶をお願いいたします。 課長、よろしくお願いいたします。 失礼いたします。この度、経営支援課長を拝命いたしましたでございます。よろしくお願いいたします。 開会に当たり一言ご挨拶申し上げます。平素より、農地制度の適正運用に日頃から大変尽力いただき、この場をお借りし心から感謝申し上げます。先程、会長のお話にも出ました新型コロナウイルスの感染拡大で活動がしにくい状況でございますけれども、そうした中、感染対策を取りながら、様々な工夫により取り組みを進めていただき、成果を上げていただいておりますのでございまして、あわせて感謝申し上げます。そうした中、国では規制改革推進会議や総点検タスクフォースに関する動きもございますが、農業委員会の活動は、法令に基づいた適正な運用と農地利用最適化の推進が基本であり、重要であるということに変わりはないと考えております。 さて、今年度最初の常設審議委員会ということですが、この会議は、農地転用の審議に当たって公平性、客観性を確保して市町村の判断の統一にも繋がるものと考えております。皆様からご意見等いただきながら、我々も一緒になって考えていきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。 この場をお借りし、4 月の組織体制と人事異動についてお伝えしたいと思います。 (県農林水産部の組織体制の説明と経営支援課農地担当の、自己紹介した。) 新しいメンバーで気を引き締めて頑張っていきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。 事務局 (山根) ありがとうございました。 それでは、以降、農業会議定款第 4 4 条、運営規程第 4 条第 3 項の規定に基づき、小林会長に議長として進行いただきます。よろしくお願いいたします。
3 議事録署名人の選任 小林議長	それでは議事に入らせていただきます。 議事録署名人の決定でございますが、慣例により議長から指名して

	よろしいか、お諮りいたします。 (異議なし) それでは、足立委員(境港市農業委員会会長)、山本委員(岩美町農業委員会会長)の兩名を指名いたします。
4 報告事項 小林議長 県経営支援課 [REDACTED] 小林議長	日程に基づき、報告事項です。 (1) 先月の農地転用許可状況について、報告願います。 (県[REDACTED]補佐が資料1により説明) 皆さんからご質問、意見がございましたらどうぞ。 ご質問、意見がございませんか。 (質問・意見なし) (質疑応答終了)
5 議 事 小林議長 事務局 (漆原) 鳥取市 農業委員会 [REDACTED]	議事に入ります。 議案第1号を説明下さい。 農地・組織課長の漆原でございます。よろしくお願いいたします。 それでは、今月の農地法第4条、第5条の規定に基づく県全体の一覧表を説明いたします。 (一覧表を説明) 今月は、第5条案件で1件、鳥取市農業委員会から意見聴取がございますので農業委員会事務局から説明いただきます。 なお、この案件は5,000㎡を越えており、現地調査案件でもございますので、説明の後、現地調査報告をお願いしたいと思います。 それでは、鳥取市農業委員会から説明いただきます。 よろしくお願いいたします。 資料2-1を説明いたします。鳥取市農業委員会事務局の[REDACTED]と申します。よろしくお願いいたします。 農地法第5条の許可申請、[REDACTED]における農地転用計画の概要について説明させていただきます。 資料2ページの「30aを超える事案説明資料」をご覧ください。 1番の「土地の所在等」につきましては、[REDACTED]、の他に11筆ございます。登記地目はすべて田、面積合計は[REDACTED]㎡です。 資料4ページの位置図をご覧ください。 申請地は[REDACTED]

沿いに位置し、交通の利便性が良く、店舗の立地としてはとても良いところになります。

資料2ページに戻ってください。2番の「現在の営農状況」につきましては、申請地の近隣は、ほ場整備された農地が広がっていますが、申請地は未整備の農地であり、現在は保全管理された休耕地となっております。

続きまして、3番の「転用事業者」についてですが、

4番の「転用目的」についてですが、転用目的といたしましては、の建築と駐車場、洪水調節池となっております。必要性につきましては、申請地から約1.5km離れた場所に、出店後30年経過しようとする店舗があります。30年も経過しますと建物にも不具合が生じたりしますし、時代やお客様のニーズの変化に伴い、現在の売場面積ではお客様の満足度を満たすことが困難になっており、かねてから増床を検討しておられました。申請地の、交通の便が良く、地域住民の利便性の向上が見込まれるためです。

5番の「立地基準」につきましては、資料4ページの位置図をご覧くださいとわかりやすいかと思います。申請地の農地区分ですが、「第2種農地」となります。区分決定根拠といたしましては、「駅・役場等から500m以内の農地」となっております。カッコ内の500mの円の区域内で宅地が40%超の場合は40%になるまで円の半径を延長した時の長さ又は1kmのいずれか短い距離までとなっております。今回の申請地はから半径を950mまで延長しても宅地が40%あるというものです。許可根拠規定ですが、こちらは「代替地なし」になります。資料5ページの間図をご覧ください。(3) 営農条件ですが、申請地は、

(4) 代替地等ですが、事業候補地を検討した結果、交通の利便性の高いが良く、近隣住民の買い物の便にも適しており、土地所有者の理解も得られたことから選定されたものです。資料2ページに戻っていただきまして、6番の「一般基準」になります。(1) 他法令許認可ですが、都市計画法第29条の開発行為許可申請は、令和3年3月23日付けで許可済みであります。(2) 規模の妥当性ですが、資料6ページの土地利用計画図をご覧ください。敷地面積9,753㎡に対して、建築面積は3,430㎡と70台分のお客様駐車場、14台分の従業員駐車場、洪水調節池も設置される計画で、規模は妥当であります。(3) 営農及び造成・被害防除計画等の措置についてですが、0.5mから1.8mの盛土造成を行い、北側と東側の一部の盛土法面には法面保護のため人工芝、コンクリートを、残りの東側と南側には、L型擁壁を設置します。資料7ページの土地利用計画平面図をご覧ください。雨水は敷地内外の水路に放流、汚水は合併浄化槽で浄化し排水路に放流します。その後、洪水調節池に溜め、少しずつ勝見川へ放流します。資料8ページから11ページの造成縦断面図、造成横断面図をご覧ください。建築物は全高7.5m、北側の農地から約11m、東側の農地とは約61m離れた位置に建築予定で、日照・通風に支

障がないよう建物は敷地の西側に配置します。隣接農地の耕作者の同意は得ております。資料2ページに戻ってください。(4) 資金調達計画についてですが、
自己資金があることを、
残高証明書により確認しております。
資料3ページをご覧ください。8番の「土地改良区以外のその他の関係権利者」につきましては、申請地に近隣する、
それぞれの同意を得ております。以上のようなことから、立地基準、一般基準ともに要件を満たしており、転用については妥当と判断しました。簡単ではございますが、以上で説明を終わらせていただきます。よろしくお願いします。

小林議長

それではここで、現地調査の報告を、岩美町の山本会長から報告をお願いします。

山本委員

4月15日9時から現地調査を、小林会長と私とで行いました。ただ今、鳥取市農業委員会事務局より説明がありましたとおりであったことを現地で確認いたしましたので、報告させていただきます。

小林議長

現地調査の報告も終わりました。
委員の皆さんからご質問、意見をお願いいたします。
はい、松村委員。

松村委員

失礼いたします。一点確認させていただきます。以前の案件、運送業の敷地拡張案件の時に、油の関係で議論があったかと思うのですが、今回の案件で、図面を見ると、地下に灯油タンクがあって、油を販売するような計画のようですが、オイルトラップのような施設の説明がなかったのですが、その点についてはどうなっているのでしょうか。確認させて下さい。

小林議長

鳥取市事務局説明して下さい。

鳥取市
農業委員会

すみません。地下式タンクについて、詳細な図面をいただいておりますが、タンクを入れるに当たって、周辺はコンクリートで囲い、油漏れ等はないと思います。

小林議長

松村委員から質問があったのは、油を給油し漏れた時の分離槽であるとか、こういうものの設置状況がどうなっているか、支障が無く販売できるのか、こういうことを質問されていると思う。これの説明をお願いします。

鳥取市
農業委員会

すみません。構造上の図面をいただいておりますので、そこを確認させていただきたいと思います。

小林議長

その確認は今ですか。今やらないと、皆さんの合意が得られない。そこをどう対応するのか。
はい、濱田会長。

濱田委員	鳥取市農業委員会の濱田です。専門性のあることですので、確認をしないと農業委員会では把握できておりません。図面は土地利用計画図のみで確認できるところまでですので、少し時間をいただきまして、確認をさせていただきたいと思います。よろしくお願いいたします。
小林議長	この問題は消防法の基準に基づいた設置が必要だから、そのあたりを確認してもらうので少し時間をいただきます。 (鳥取市農業委員会事務局が審議案件の質問に対する対応のため、会場を退出し議事中断したため、その間、情報提供を説明) (情報提供終了し、議事案件の質疑再開)
小林議長	情報提供を終了し、鳥取市農業委員会から質問に対しての回答を願います。
鳥取市 農業委員会 [REDACTED]	失礼いたします。先ほど、お問い合わせいただきました、タンクに入れる際に漏れたり、水路に油の流出はしないかということでしたが、確認を取りまして、資料7ページの土地利用計画平面図をご覧下さい。こちらの灯油庫というところで、地下タンクの廻りはコンクリートで囲まれているようです。灯油庫で灯油を入れる際、こぼれたとしても、そこから北側に水路がありますが、その接続部分で分離層を使って油を分離するという確認を取りました。それから手続きですが、やはり必要なようで、地元の消防局でタンクの設置に係る施工工事から販売に至るまで指導を受けるという確認を取りました。以上です。
小林議長	松村委員いかがでしょうか。本来であれば、今日の資料の中に、分離層等、給油庫周辺の図面を作ったというのが本来の姿だ。大体、タンクを埋めると40年間使用できるようになっている。今の回答は質問とは関係がない。これが済んだら委員に詳細図面を送っていただくというのが必要だと思っております。よろしいですか。濱田委員いかがか。
濱田委員	以前ありました運送業の案件は何台もトラックを駐車させるということで、駐車場での油漏れなどあってはいけないということでの分離層であったと思いますが、それと同様なということでしょうか、灯油の販売に係る消防法のものでなくて、地表での油漏れを防ぐということでしょうか。
小林議長	分離層というのは消防法にあるもの。消防法に基づいてどうかということ。
濱田委員	この図面の灯油庫のところに分離層があると説明いたしましたが、それでは不十分ということでしょうか。
上田委員	鳥取市農業委員会の総会で説明がありましたが、これは消防法に基づいて、きちんと分離層を設置して、オーバーフローして、下流に油が流れることがないようにということで、この案件のジュンテ

	ンドーだけでなく、全ての[REDACTED]ではきちんと法律に則ってやっていると思います。次回でもその図面を見せていただいた方が良いのではないかと思います。
恩田副会長	それではいけない。今日、議決しないといけない。今、してもらわないといけない。
小林議長	今、この図面をFAXで送っていただくことはできなかったのか。給油タンクを設置する場合は必ず分離層を設置しなければならないと決まっている。その図面をFAXで送っていただいて、それを見てここで説明してもらおうということが基本だと思う。そのあたりはいかがか。
濱田委員	すみません。発言させていただきます。図面で分かるようにと確認いたしましたが、そこはまだ返事が返ってきていない状況にあります。
小林議長	今、副会長から確認できないものを承認できないというのも事実ですが、皆さんから意見をお聞きしたい。いかがでしょうか。 はい、長谷川委員。
長谷川委員	ここで議決をするという判断ではないと私は思っております。ここで意見を添える、そして最終判断する県の方へ。意見決定するということで運営されれば良いと思います、議長。
小林議長	皆さんの議決どうのこうのよりも、合意というものがいいんですよ。合意がこういう状況でよろしいかということをお聞きしたい。
長谷川委員	ですからこの会において、こういうふうにして下さい、そのことをこちらでは意見として出しますよ、ということを決められれば、これで前に進むんじゃないでしょうか。
小林議長	それにつきましては、先ほどから鳥取市の事務局に、図面については後日でもということをお聞きしたいんですが、その回答がないものですから、今に至っている。
濱田委員	すみません。今、事務局が確認を取って、ここに分離層を設置することになっていて、消防法でもクリアしているということでも大丈夫ということでしょうか。
小林議長	今日の説明が若干不足していて、そこに質問が出てきたということですので、その点を早急に対応願いたいということで、席をはずしていただいたと私は理解している。
鳥取市 農業委員会 [REDACTED]	すみません。設計事務所に連絡させていただきまして、担当者が不在で電話対応した方に、この図面をお願いできないかという話をしましたが、担当者でないと分からないと言われたもので、図面を準備することができませんでした。行政書士を経由して事業主にも連絡を取らせていただいて、早急に図面をお願いしますと依頼しましたが、

	一先ず、状況を確認し報告させていただきましたが、図面は間に合わなかったということです。
小林議長	はい、福田委員。
福田委員	消防法に則ってやっておられるということで、良いんではないですか。図面は後で出してもらったらと良いと思う。
小林議長	福田委員、質問に対して回答ができるかどうか質問した。給油施設については消防法に基づいてやらないと許可出ませんから。そういう説明をすればいいが、それがなかったので今、こうなっているということ。どうでしょう、消防法に基づいてやらないと簡易給油所であろうが何だろうが許可はできませんので、そういうことで、消防法に基づいて、消防署の許可をもらって取り組むんだということで、理解いただいてよろしいでしょうか。皆さん、いかがでしょうか、よろしいでしょうか。 (はいの声あり)
小林議長	この件について、他にご質問、ご意見はございませんか。 (質問・意見なし)
小林議長	それでは、お諮りします。この5条案件について、異議なしとしてよろしいでしょうか。賛成の方は挙手願います。 (全員挙手)
小林議長	ありがとうございました。それでは異議なしといたします。 (議事終了し、その他へ)
6 情報提供	(鳥取市農業委員会事務局が議事案件の質問に対する対応のため、会場を退出し審議中断したため、その間、情報提供を説明)
小林議長	それでは、審議を中断し、先に情報提供いたします。 (1) 規制改革等に対する農林水産省の対応について 県から説明願います。
県井上補佐	(資料3により説明)
事務局 (倉益)	(農業会議事務局から4/19全国農業会議所担当者会議の報告あり)
小林議長	説明が終わりました。 委員の皆さんからご質問、意見をお願いいたします。
恩田副会長	分かる範囲内で答えて下さい。令和3年4月1日付けの非農地判断の迅速化ですが、非農地証明でもやっていたが、今回の通知で、3人以上の農業委員等で判断とのことだけれども、3人寄れば文殊

県 XXXXXXXXXX 小林議長 小林議長 事務局 (倉益) 小林議長	の知恵ということもあるが、3×0はゼロなんです。3人いても知識がゼロの人が非農地判断ができますか。判断の周知徹底がしてあるならですが、おそらくない。名誉職で出ているのが半数以上ではないか。そういうことについてどう判断されるのか、伺う。 はい、ありがとうございます。これまでの農地判断について、私も回数が多くないのですが、出させていただきました。農業委員さんで農地の判断基準が様々だと。県と農業会議で判断基準の資料を出させていただいておりますが、判断が分かりにくいというのが多々あるということですので、先程、副会長が仰られたとおりで、3人での判断だから正しいというのは難しいと思います。この通知の運用については皆さんとご相談させていただいた上で、どう進めるのか考えていかないといけないと思っております。ただ、この通知が求めているのは、非農地化を迅速に進めるということで、どうすれば良いのかということになっていきますので、基本、農地の峻別は必要ですので、ここを進めていけるよう、皆さんと一緒に検討していこうと思っておりますので、よろしくお願いいたします。 他にご質問、ご意見はございませんか。 (質問・意見なし) 進行します。 (2) 規制改革推進会議農林水産ワーキンググループでの検討状況と今後の対応について 事務局、説明して下さい。 (資料4により説明) 説明が終わりました。 委員の皆さんからご質問、意見をお願いいたします。 (質問・意見なし) (情報提供終了し議事、鳥取市案件質疑再開)
7 その他 議 長 事務局 (倉益) 議 長	(審議事項終了後、その他へ) その他として、皆さんから何かございますか。事務局。 (事務局から5月の次回開催と6月の日程について説明) その他として皆さんから何かございますか。
8 閉 会 議 長	それでは、以上をもちまして、本日の常設審議委員会を閉会いたします。 (午前11時32分)